

職員の産前・産後休暇に伴う事務補助員の募集について【受験案内】

盛岡地方裁判所

1 募集官職及び人数

事務補助員 1人

2 任用期間

令和3年7月7日（水）から同年10月12日（火）まで

なお、任用期間は短縮又は延長される場合があります。

任用期間後も別途選考試験を実施した上で、育休代替として一定期間勤務が継続する可能性あり（この場合、仕事の内容は産休代替と同様の仕事内容、給与・勤務時間は正規職員と同一の法規適用）

3 勤務裁判所

盛岡地方裁判所一関支部（岩手県一関市城内3-6）

4 職務内容

裁判事務補助

なお、パソコンの操作による事務もありますので、ワープロソフト（ワード）、表計算ソフト（エクセル）等のアプリケーションソフトの使用経験が必要です。

5 就業時間等

(1) 就業時間

午前8時30分～午後5時00分（休憩時間45分）

(2) 休日

土曜、日曜、祝休日

6 給与等

(1) 給与

月額6,951円～8,408円

（採用時までの経歴に応じて金額が決定されます。）

(2) 手当

支給要件を満たす場合に、規定により算出された額が支給されます。

7 受験資格

次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する者
- (3) 国家公務員法第38条（次の項目）に該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 等

- (4) 盛岡地方裁判所一関支部に通勤可能な者

8 選考方法

- (1) 筆記による試験（作文試験）
- (2) 口述試験（個別面接により、人物考査及び経歴評定を行います。）

9 選考日程

- (1) 試験日

ア 筆記による試験

(ア) 日 時 令和3年6月8日（火）午前9時40分

(イ) 場 所 盛岡地方裁判所一関支部

イ 口述試験

(ア) 日 時 令和3年6月8日（火）午後1時30分

(イ) 場 所 盛岡地方裁判所一関支部

- (2) 最終合格通知

試験後7日以内

10 申込手続等

- (1) 申込受付期間

令和3年5月12日（水）から同月24日（月）まで

※ ただし、申込受付期間にかかわらず、申込者が5人程度に達した時点で受付を終了します。

- (2) 申込方法

(3)記載の申込先に電話で事前連絡の上、次の書類を書留郵便で提出してください（持参可。

申込受付期間の最終日消印有効）。

なお、封筒の表に「事務補助員選考申込み」と朱書きし、封筒の裏面に住所及び氏名を明記してください。

【提出書類】

履歴書（市販の用紙に、最近３か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きの写真を貼り付けたもの）

(3) 申込先

〒０２０－８５２０ 盛岡市内丸９－１

盛岡地方裁判所事務局総務課人事第一係

電話番号 ０１９（６２２）３３５２（直通。担当者：石田）

(4) 受験票の交付

受験票は、申込受付期間終了後、郵便により送付します。

なお、受験票が６月３日（木）までに届かない場合は、申込先の担当者に問い合わせてください。